

## 西宮市一般廃棄物収集運搬業者に対する不利益処分に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条の3及び第7条の4の規定により、西宮市における一般廃棄物収集運搬業者に対する許可の取消等に係る基準を定め、もって行政処分の公正を図る。

### (行政処分の対象)

第2条 行政処分の対象は、法の規定により西宮市長から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が、法又は法に基づく処分に違反した行為を対象とする。

### (行政処分の種類)

第3条 この要綱により基準を定める行政処分は、許可業者にあつては収集運搬業の許可の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止命令とする。

### (許可の取消し)

第4条 許可の取消しは、**別表第1**の処分理由欄に該当する違反行為を行った場合に行わなければならない。

- 2 前項に該当する場合を除き、許可の取消しは**別表第2**の処分理由欄に該当する違反行為を行った場合に行うことができる。
- 3 前2項の場合において、当該業者が複数の業の許可を持つときは、その全ての許可を処分対象とすることができる。

### (事業の停止命令)

第5条 事業の停止命令は、**別表第3**の処分理由欄に該当する違反行為を行った場合に行うことができる。

### (停止命令期間)

第6条 停止命令の期間は、**別表第3**のとおりとする。

### (停止命令期間の軽減)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の期間の2分の1を限度として、停止命令の期間を軽減することができる。

- (1) 違反行為について、情状酌量の余地があると認められるとき。
- (2) 違反後の自主的な是正措置等、軽減に足る理由があると認められるとき。

(停止命令期間の加重)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条の期間の2分の1を限度として、停止命令の期間を加重することができる。

- (1) 違反行為の結果、生活環境の保全上重要な支障が生じたとき。
- (2) 事業の停止命令を受けた日から5年以内に再び法若しくは法に基づく処分又は条例若しくは条例に基づく処分に違反する行為をしたとき。

(複数違反の場合の取扱い)

第9条 違反が二つ以上ある場合は、最も重い違反行為について処分する。この場合において、特に必要と認めるときは、それぞれの違反行為の処分を合算したものを限度として処分する。

(文書指導及び警告)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の停止を行わずに、文書による改善指示又は警告を行うことができる。

- (1) 違反行為が軽微な場合
- (2) 文書による改善指示又は警告を行なうことにより、適正処理が確保されると認められる場合

(公表)

第11条 この要綱に基づき行政処分を行った場合は、原則として、報道機関等に公表するものとする。

(管轄区域外の違反)

第12条 西宮市域外においてなされた違反行為についても、行政処分を行うことができるものとする。ただし、違反行為を行った場所を管轄する行政庁の処分内容を上回らないものとする。

(その他)

第13条 その他の法令等の違反については、本要綱及び法律違反事項に照らし、一般廃棄物収集運搬業許可審査委員会において処分内容を決定することとする。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

許可を取消さなければならない事由

	処分理由	根拠条文	関係条文
1	無許可で廃棄物の収集運搬を業として行い、情状が特に重いとき。	法第7条の4 第1項第5号	法第7条第1項
2	法に定める欠格事由に該当したとき。	法第7条の4 第1項第4号	法第7条第5項第4号
3	再委託禁止違反をし、情状が特に重いとき。	法第7条の4 第1項第5号	法第7条第14項
4	無許可で事業の範囲を変更し、情状が特に重いとき。	法第7条の4 第1項第6号	法第7条の2第1項
5	市長の事業停止命令に違反する行為を行ったとき。	法第7条の4 第2項	法第7条の3
6	名義貸し禁止違反をし、情状が特に重いとき。	法第7条の4 第1項第5号	法第7条の5
7	投棄禁止違反をし、情状が特に重いとき。	法第7条の4 第1項第5号	法第16条
8	焼却行為禁止違反をし、情状が特に重いとき。	法第7条の4 第1項第5号	法第16条の2
9	改善命令違反をし、情状が特に重いとき。	法第7条の4 第1項第5号	法第19条の3
10	措置命令違反をし、情状が特に重いとき。	法第7条の4 第1項第5号	法第19条の4第1項
11	上記以外で法又は法に基づく処分に違反し、情状が特に重いとき。	法第7条の4 第1項第5号	

別表第2（第4条関係）

許可を取消することができる事由

	処分理由	根拠条文	関係条文
1	事業の用に供する施設又は能力が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条の2で定める基準に適合しなくなったとき。	法第7条の4 第2項	法第7条第5項第3号
2	法第7条第11項の規定に基づき一般廃棄物収集運搬業に付した条件に違反したとき。	法第7条の4 第2項	法第7条第11項

別表第3（第5条、第6条関係）

## 事業の停止命令を行うことができる事由及び停止命令期間

	処分理由	根拠条文	関係条文	処分期間日数	
				下限	上限
1	公共の場所等の清潔の保持規定に違反したとき。	法第7条の3第1号	法第5条第1項、第3項及び第4項	30	60
2	無許可で廃棄物の収集運搬を業として行ったとき。	法第7条の3第1号	法第7条第1項	30	60
3	事業の用に供する施設又は能力が省令第2条の2で定める基準に適合しなくなったとき。	法第7条の3第2号	法第7条第5項第3号	改善に必要な期間	
4	法第7条第11項の規定に基づき一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可に付した条件に違反したとき。	法第7条の3第3号	法第7条第11項	15	30
5	処理料金上限規定に違反したとき。	法第7条の3第1号	法第7条第12項	7	15
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）に定める処理基準違反をしたとき。	法第7条の3第1号	法第7条第13項	20	40
7	再委託禁止違反をしたとき。	法第7条の3第1号	法第7条第14項	30	60
8	帳簿を備えず、又は省令で定める指定事項を記載せず、又は帳簿を保存せず、又は虚偽の記載をしたとき。	法第7条の3第1号	法第7条第15項及び第16項	20	40
9	無許可で事業の範囲を変更したとき。	法第7条の3第1号	法第7条の2第1項	30	60
10	事業の廃止若しくは諸事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。	法第7条の3第1号	法第7条の2第3項	20	40

11	名義貸し禁止違反をしたとき。	法第7条の3 第1号	法第7条の5	30	60
12	投棄禁止違反をしたとき。	法第7条の3 第1号	法第16条	30	60
13	焼却行為禁止違反をしたとき。	法第7条の3 第1号	法第16条の2	30	60
14	報告違反をしたとき。	法第7条の3 第1号	法第18条	20	40
15	改善命令違反をしたとき。	法第7条の3 第1号	法第19条の3	30	60
16	措置命令違反をしたとき。	法第7条の3 第1号	法第19条の4 第1項	30	60
17	業の許可の規定による許可申請で、虚偽の申請をしたとき。	法第7条の3 第1号	法第7条第1項	30	60
18	業の変更許可の規定による許可申請で、虚偽の申請をしたとき。	法第7条の3 第1号	法第7条の2 第1項	30	60
19	立入検査規定に違反したとき。	法第7条の3 第1号	法第19条	7	15
20	上記以外で法若しくは法に基づく処分に違反する行為をし、特に事業の停止命令が必要と認められるとき。	法第7条の3 第1号		7	60